

日本仏教史 3 - 仏教伝来 -

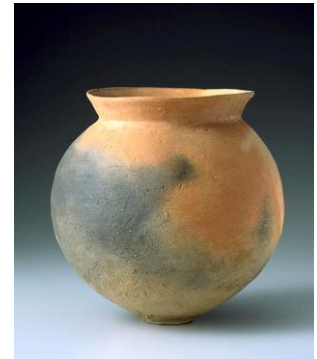
1、渡来人（帰化人）

渡来人とは、古墳時代中期末から飛鳥時代にかけて、朝鮮半島から来日してきた人々を指す歴史用語である¹。

古墳時代中期までは、手でこねて成型し低い温度で焼く弥生式土器と同じ製法の土師器が広く用いられていた。中期末頃になると、ろくろで成形し饗窯^{あながま}によって高温で焼いた陶質の韓式土器が渡来人により作られるようになり、さらにこれを応用した須恵器が日本各地で作られるようになる。朝廷は須恵器を作る職人やこれを支える人たちに、陶部の姓^{すえべ かばね}²を与えている。『日本書紀』の雄略期³（資料1に天皇系図）に、織物と縫物に長じた娘や韓人の技術者（韓奴）、中国風の技術を身に着けた職人（漢手人部）、衣服づくりの職人（衣縫部）、家畜を扱う職人（突人部）を朝鮮半島から連れてきたという記述があることから、様々な先進技術を持った職人が朝鮮半島から来日していたことが分かる。これらの渡来人は、日本からの要請により招かれた移住者であり、宗教も尊重されていたと考えられる。渡来人の見返りとして日本からは軍事援助を行っている。

平安時代初期に、朝廷が当時の畿内の主要豪族の系譜をまとめた『新撰姓氏録』では、かなりの数の豪族が陶部などの渡来系姓を名乗っている。この多くは渡来人から技術を学んだ日本人の一族が、技を継承する者として渡来人の姓を名乗っていたと考えられる。渡来人は先端技術の担い手であり、尊敬の対象でもあった。

要請によって招かれた渡来人以外に、大規模な集団での来日記録もある。その一つが漢皇祖劉邦の子孫を名乗る漢氏である。「漢」を「あや」と読むことから、朝鮮半島南部の伽耶にあった「安羅（安耶）」という小国が滅ぼされたために、一族ごと移住してきたと考えられる。『日本書紀』には、応神期に漢氏の祖となる阿知使主と都加使主



土師器



須恵器



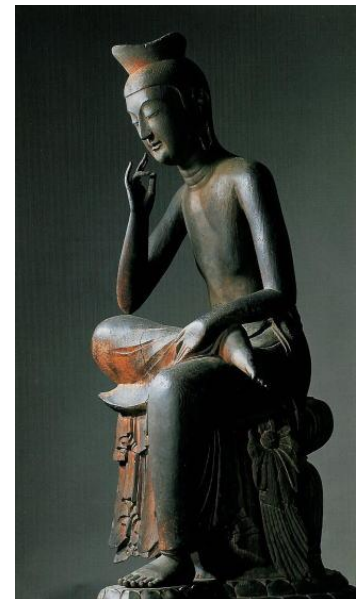
¹、戦前は帰化人と言われたが、これも明治期に作られた歴史用語である。

²、「かばね」とは、一族に与えられた地位を表す名前。有力豪族とその同族には臣・連・君、王家から独立して祭祀を行うことが許された地公豪族には値、朝廷の様々な職務を請け負う中小豪族には造・首・史・画師・薬師・吉士・勝・村主などの姓が与えられた。

³『日本書紀』では大泊瀬幼武。『古事記』では大長谷若建命、大長谷王。有力豪族による連合体であった倭国を、武力により天皇を中心とする中央集権体制にしたとされる。

親子が一族十七^{あがた}県を率いて来日したと記されている。県は当時の地域単位であるので人数はわからないが、17もの地域の一族を率いてきたとなれば1万人は下らないことになる。これは誇張された数であると思われるが、一族を率いてきたとなれば少なくとも数百人規模ではあったと考えられる。漢氏は大和の^{やまとの}東漢氏と河内の^{かわちの}西漢氏に分かれるが、東漢氏が有力となり西漢氏を束ねることになる。『日本書紀』の雄略期に、漢氏が^{あたひ}値の姓を与えられたと記述があることから、実際に漢氏が日本に来たのはこの頃と思われる。値姓を賜った都加使主は東^{やまとの}漢^{あやのあたいつか}値^{おおむらじ}掬という名になり、明日香村の南にある^{ひのくま}檜前(檜隈)を領地として与えられている。都加使主は大臣に次ぐ位である^{おおむらじ}大連^{おおむらじ}であった大伴^{おおともむらじむろや}連室屋と共に雄略天皇の遺言を授かり、星川皇子を討ち白髮皇子(清寧天皇)を次期天皇に擁立している。『新撰姓氏録』には東漢氏の一族とされる豪族が60以上見られることから、畿内を中心に大きな勢力を持っていたことが分かる。

東漢氏と並ぶ渡来系豪族である秦氏も『日本書紀』には応神期に始皇帝の子孫である^{ゆづきのみ}弓月君が180種の下級貴族と120県の一族を引き連れて渡来したと記されている。しかし、実際には東漢氏と同じく雄略期に渡来したと考えられる。秦氏は養蚕や絹布を織る技術を伝えたことから「はた織り」の語源ともなっている。京都盆地に居住地を与えられたが、その農業技術を請われて、秦一族は近江・摂津・大和・河内・和泉から、さらに日本全国へと広まっていった。秦氏は^{うずまさ}禹豆麻佐(太秦)という姓を与えられている⁴。一族の中で本家だけが太秦を名乗り各地の秦一族を統括した。太秦氏は桂川に^{かどの おおいげき}葛野大堰を築き(大井川、大堰川)広大な農地を手に入れ、経済力と軍事力を持つようになる。^{はたみやつかわかっ}秦造河勝が指導者となると、聖徳太子の軍政人として物部守屋との戦に加わり、聖徳太子の矢に倒れた守屋の首を斬ったとされている。聖徳太子の側近となった河勝は聖徳太子から仏像を賜り、太子没後にその仏像を安置した^{このしまにますあまてる}広隆寺を北野白梅町に建立している。秦氏は太秦にあった^{みたま}木嶋坐天照御魂神社^{まつのお}を「蚕ノ社」とし、日尾にあった松尾神社を西山の麓に移して共に氏神としている。秦一族は伏見稻荷大社や加茂神社とも深い関わりを持つなど、京都盆地を勢力下に置いていたことから、後に長岡京と平安京遷都に尽力することになる。



広隆寺弥勒半跏像



蚕ノ社三本鳥居



松尾大社

⁴、「うずまさ」とは「貴く勝るもの」という意味の古語である。

⁵、天照大神の元となったとされる対馬系の神ともされる太陽神アマテルを祀っていた社。この神は男神である。

これ以外にも6世紀中頃に家族で移住してきた王辰爾^{おうしんに}一族からは、入港する船からの租税を管理する船史^{ふねのふひと}や、港を管理する津史^{つのふひと}、王家の所領を管理する白猪史^{しらいのふひと}等の姓が生まれている。飛鳥寺の飛鳥大仏（丈六（275 cm）の金銅仏）を作った仏師鞍作鳥^{くらつくりのとり}も渡来系の鞍作氏である。

天智期に百済が滅亡すると、数千人の百済人が戦火を逃れて来日し、近江や東国に土地が与えられている。その数年後には高句麗が滅亡し、やはり数千人が来日しており、東国に土地が与えられている。ただし、この頃は日本から多くの留学生が派遣されていたこともあり、彼らが朝廷から重用されることはなかった。このため、白鳳期以後の渡来者を渡来人とは呼ぶことはない。



飛鳥大仏

2、 仏教伝来

東漢氏や秦氏などの渡来人と手を組み勢力を伸ばしたのが蘇我氏である。蘇我氏は、5世紀から6世紀にかけて、王族、物部一族、春日一族と共に奈良盆地を支配していた葛城一族の傍流であった。しかし、大臣であった葛城円^{つづら}が雄略天皇に討たれたことにより本家が弱体化すると勢力を拡大し、継体期には蘇我を名乗るようになる。欽明期には、蘇我氏は大臣となり大連の物部氏と政権を2分するまでになっていた。蘇我稲目^{きたしひめ}は堅塩媛^{こあねぎみ}と子姉君の娘二人を欽明天皇の后^{みめ}（庶妻）とし、天皇との関係をさらに強化させた⁶。

この頃、新羅が朝廷と親しかった金官伽耶国^{きんかんかやく}を併合したため、新羅と対立していた百済の聖明王は、朝廷との関係強化を図り釈迦仏像と仏典などを贈ってきた。この時期を『日本書紀』は552年としているが『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』や『上宮聖徳法王帝説』などでは538年としている⁷。物部大連尾興^{もののおおむらじ}と中臣勝海連鎌子^{おこし なかとみのかつみ むらじかまこ}が贈られてきた仏像を宮中に安置することに反対したため、欽明天皇は蘇我大臣稲目にこれを下付している。物部氏は朝鮮半島の女性との間にできた子供を外交に当たらせるなど外来文化にも精通していることから、仏教に反対するというよりは蘇我氏の勢力拡大に危機感を持っていたことが要因と思われる。

『日本書紀』によると、朝廷は553年と554年に百済に武器や兵員を援助し⁸、その見返りとして医博士・易博士・暦博士らと共に仏教僧が送られてきている。これは欽明天皇からの要請であると思われるが、重臣の意見が一致しなければ仏教を公とすることはできなかった。

敏達期^{びだつ}の557年には、百済から大別王が教典・律師・禪師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工を伴って来日し、難波に大別王の寺が作られている。渡来人たちによって、すでに仏像などが持ち込まれ、それを安置する仏殿があった可能性はあるものの、記録上ではこれが日本最初の

⁶、堅塩媛の子である用明天皇と子姉君の子である穴穂部皇女の間生まれたのが聖徳太子。

⁷、『日本書紀』の聖明王上表文には『金光明最勝王経』から一部を言い換え3か所の引用があるが、この経典の漢訳は703年であることが指摘されている。

⁸、『日本書紀』の応神期に、百済からつがいの馬2頭とその飼育係である阿直岐^{あちき}が贈られたとあり、これ以降馬の飼育が盛んに行われていたらしく、兵員以外に馬100頭なども送っている。

寺である。⁹これらの職人たちによって、蘇我稲目は百済から贈られてきた仏像を向原の家に安置し向原寺¹⁰としている。これが日本人のための最初の寺である。これは蘇我稲目の私的な寺ではあるものの、天皇の許可は得られている。この後、渡来人によってもたらされた痘瘡が日本中に広がる。物部大連尾輿と中臣連鎌子は、これを仏像の祟りであるとして、仏像を破棄することを天皇に求めた。天皇はこれを受け入れ仏像を難波の堀江に流し捨てたとされ、向原寺も物部尾輿と中臣鎌子により焼かれてしまう。



向原寺礎石

稲目の跡を継いだ馬子は自宅の東に私的に仏殿を建てていたが痘瘡になってしまう。稲目が祀っていた「仏神」を粗末にした祟りであるとの占いを敏達天皇に告げたところ、天皇は馬子に「仏神」を祀るように命じた。つまり、再び仏像を祀ることが天皇公認となったのである。馬子は千人の僧尼を得度させ、仏像を安置する仏殿と仏塔を建てた。ところが馬子の病は癒えたものの、再び痘瘡が流行してしまう。^{ものへのゆげのもりや}物部弓削守屋と中臣勝海は、天皇に仏法を招いた祟りにより国民が皆死んでしまうと訴えたため、再び仏法を断つように勅命が下りる。そこで守屋は仏塔を倒し仏像と仏殿を焼き払い、仏像を再び難波の堀江に棄て、尼僧たちの法衣を奪い還俗させ監禁してしまう。すると馬子の痘瘡が再び悪化したため、天皇に仏法を祀る許しを請う。そこで天皇は他の者に広めないことを条件にして許可し、尼僧たちも馬子のもとへ帰したため、馬子は河内国石川の別邸に寺（後の龍泉寺）を建てている。



龍泉寺

敏達天皇の後を継いだ用明天皇は自らの痘瘡を治すため、仏法に帰依したいと群臣に諮っている。これに守屋と勝海は反対するが審議は保留となり、この7日後に用明天皇は没することになる。物部守屋は親交のあった穴穂部皇子を次の天皇にしようとしたが、これに反対する蘇我馬子は王族や葛城一族、大伴氏を味方に付けて物部守屋を討ち滅ぼしてしまう。

馬子は守屋を亡ぼした後、百済から帰国した鹿深臣と佐伯連が持ち帰った弥勒石仏と仏像をもらい受けると、司馬達等の娘3人を出家させ、百済から贈られていた仏舎利を仏塔に安置した日本で最初の本格的寺院である飛鳥寺（法興寺）を建立した。『日本書紀』はこの時をもって日本における仏法の初めとしている。この時、飛鳥寺建立の指揮を行ったのが東漢氏である。



飛鳥寺

⁹、さらに崇峻期の588年には、3人の僧と共に仏舎利・寺工・鑪盤博士・瓦博士・画工などが来日している。

¹⁰、礎石は今も残っている。7世紀には推古天皇の豊浦宮となり、その後日本最古の尼寺である豊浦寺となる。現在は本願寺派寺院。

3、飛鳥仏教

用明天皇を継いだ崇峻天皇は東漢^{やまとのあやのあたひこま}値駒に暗殺され、蘇我馬子に近い推古天皇が即位する。推古天皇は即位の翌年「皇太子及び大臣に詔して、三宝を興し隆えしむ。是の時に、諸臣連等、各君親の恩の為に、競ひて仏舎を造る。即ち是を寺と謂う」と伝えられる「三宝興隆」の詔を発し、仏教に全面的な認可を与えている。これ以降、天皇の仏教崇敬は自明の既定方針となり、議論の対象から外される。推古32年には、全国に寺院が46か所あり、僧は16人、尼僧は569人いたと記録にあるが、まだ天皇の権威が確立していない時代であることから、これは詔によるものではなく、すでに全国の豪族が仏教を受け入れていた事を示していると思われる。『日本書紀』には、各寺で4月8日と7月15日に「設齋^{おがみ}」という法要が行われていたとあるが、これは灌仏会と盂蘭盆会であり、寺が祖霊追善の場となっていたことを意味している。

推古天皇のものとして執政を行った聖徳太子は斑鳩に遷都し斑鳩宮を創るが、これに隣接して斑鳩寺（法隆寺）を造営している。当時の伽藍は焼失しており、現存の西院伽藍は7世紀末頃の再建である。また「夢殿」を中心とする東院伽藍は太子の斑鳩宮の旧地に建てられている。聖徳太子は、推古11年に冠位十二階¹¹、翌年には十七条憲法（資料2）を施行している。

初の女性天皇となった推古天皇は、聖徳太子に勝鬘^{しょうまん}夫人^{ぶにん}という在家の女性が釈迦の代わりに説法している大乘仏教経典である『勝鬘経』の講義をさせている。聖徳太子の講義は三日間に及んだという。さらにこの年、聖徳太子は『法華経』の講義もしたとされている。現在、聖徳太子の経典講義録として『法華経義疏』『勝鬘経義疏』『維摩経義疏』の「三経義疏」が残っているが直筆と伝えられているのは『法華経義疏』のみである。これが聖徳太子の講義録であるのかは実証できないが『日本書紀』に聖徳太子の『勝鬘経』と『法華経』の講義に対して、推古天皇が播磨国の水田百町を布施し、これを斑鳩寺に納めたという記録がある。さらに『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』には、この土地を斑鳩寺（伊河留我本寺）・中宮尼寺・片岡僧寺の三寺に分納したとあるが、ここでは水田が二百七十三町に増えている。中宮尼寺と片岡僧寺はこの時代には存在していないことから、聖徳太子が死亡した後に、皇極天皇によりさらなる援助が施され、これを三カ寺に分けたと思われる。実際に兵庫県龍野市に法隆寺鶴荘が存在し、その西側に「片岡」の地名が集中していることから、聖徳太子が経典の講義をしたことが実話である可能性は高い。

斑鳩寺以外にも聖徳太子が建てたとされる寺院は数多くあるが、中でも信憑性が高いのが四天王寺である。『日本書紀』によれば「物部氏との戦いに勝利すれば、



法隆寺夢殿



四天王寺

11、大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智

四天王を安置する寺院を建てる」との聖徳太子の誓願成就によって、摂津国難波に四天王寺が建てられたとされている。四天王寺には、敬田院、施薬院、療病院、悲田院¹²の4つの四箇院が設置されており、親鸞聖人はこれを利他教化のための理想的な寺として称賛している。現在四天王寺に聖徳太子の佩刀^{はいとう}とされる七星剣^{へいしししょうりんけん}と丙子椒林剣が保管されている他、本尊の救世観音は聖徳太子の念持仏であった如意輪観音と伝えられている。

現在、太子建立七大寺とされているのは、この2か寺以外に中宮寺（中宮尼寺）、橘寺、蜂岡寺（広隆寺）、池後寺（法起寺）、葛木寺（葛城尼寺）である。また、叡福寺、野中寺、大聖勝軍寺は聖徳太子ゆかりの寺として「河内三太子」と総称されている。

『日本書紀』に聖徳太子が登場するのは用明期からである。ここに皇后穴穂部間人を母とする第一皇子として「厩戸皇子」の名で記されている。これに続けて「更名、豊耳^{とよみみ}、聖徳。或名、豊聡耳^{とよとみみ}、法大王。或云、法主王」とある。さらに後世になって、厩戸王子や法皇^{ほうおう}、聖徳太子と呼ばれるようになる。『日本書紀』での聖徳太子の扱いは、すでに神話的なものとなっている。中でも聖徳太子の仏教の師である高麗僧慧慈との話は一つの物語として成立している。慧慈は三論・成実の学僧で、推古3年に百濟僧慧聡と共に高句麗から来訪し、法興寺の完成と共に入寺した、三宝の棟梁と称された高僧である。推古23年に帰朝するが、推古29年に聖徳太子の逝去を伝え聞くと悲しみにふけり、翌年の同日に自分も死のうと言ひ残し、事実その日に病無く命終したとされている。聖徳太子の死去した日時は『日本書紀』より先に書かれている『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』では2月22日となっているが『日本書紀』では2月5日になっている。理由は定かではないが、慧慈の命日か玄奘三蔵の命日に合わせた可能性も考えられる。名前に関しても厩戸で生まれたので厩戸皇子としたとか、ひとたびに10人の訴えを聞いたなど、真偽の定かでない話が多い。

推古天皇が75歳と長寿だったのに対して聖徳太子が49歳で亡くなったために、聖徳太子が天皇になることはなかったが、聖徳太子が小野妹子を主席として送った遣隋使が「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拝せしめ、兼ねて沙門数十人、来て仏法を学ぶ」と語ったとされており、数十人にも及ぶ国費留学僧を送るなど、仏教に関心が高かったことは確かである。この遣隋留学生に倭漢^{やまとのあやのあたふくいん}値福因も選ばれている。

推古天皇を継いだ舒明天皇は、仏教信仰の本格的な受容を正式に表明した最初の天皇である。



中宮寺半跏思惟像



叡福寺聖徳太子廟

¹²、敬田院は寺院、施薬院と療病院は薬局・病院、悲田院は病者や身寄りのない人のための施設。

飛鳥丘本宮が火災に遭い田中宮に仮居していた天皇は、舒明 11 年 (639)「秋七月に、詔して曰はく、「今年、大宮及び大寺を造作らしむ」とのたまふ。則ち百済川の側を以て宮処とす。是を

以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。更に書直^{ふみのあたのあがた} 県を以て大匠とすと倭漢書^{やまとのあやのふみのあがた} 県

に百済大宮と百済大寺^{くだらのおおてら}の建造を命じた。この二年後に没したため百済大寺は完成しなかったが、これが天皇の命によって作られた最初の寺である。聖徳太子

の斑鳩宮と同様の王宮と対に寺を作る形式から、寺を祭事を中心としていることが分かる。『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』には、聖徳太子が病に伏していた時、推古天皇が田村皇子（後の舒明天皇）を見舞いに遣わした折、聖徳太子が熊凝村に作っていた道場（熊凝精舎）を皇子に付与し、仏法を長く伝えるために将来大寺とすることを託したという。そこで舒明天皇は子部社（十市郡の式内大社子部神社）を切り排って百済川の側に九重塔を造営し、寺封三百戸を入れて百済大寺と号したが、子部社の社神の怨念によって九重塔と金堂が焼破したという。舒明天皇の妻である皇極天皇は即位したその年、百済大宮と百済大寺の造営を命じている。



子部社

皇極天皇を継いだ孝徳天皇は白雉 2 年 (651)、難波長柄豊碕宮^{なみのながらのとよさきのみや}への遷居の時「味経宮に、二千一百余の僧尼を請せて、一切経読ましむ。是の夕に、二千七百余の燈を朝の庭内に燃して安宅・土側等の経を読ましむ。是に、天皇、大郡より、遷りて新宮に居す。号けて難波長柄豊碕宮と曰ふ」とある。その翌年には「沙門恵穩を内裏に請せて、無量寿経を講かしむ。沙門恵資を以て、論議者とす。沙門一千を以て、作聴衆とす」とある。恵穩は推古 16 年 (608) に小野妹子に従い請保^{みん}、旻らと共に学問僧として入唐し舒明 11 年 (639) に帰国した帰国僧である。この頃推古期に派遣されていた入唐僧が続々と帰朝してきた。舒明 4 年 (632) に帰朝した旻は、大流星の音を天狗と判ずるなどしてその新しい知識を示している。

4、白鳳仏教

皇極 4 年 (645 年)、乙巳の変により蘇我氏が滅ぼされた後、中大兄皇子は天智天皇に即位すると大化の改新を行った。この時、蘇我氏の寺である飛鳥寺に使いを遣わして、この後も仏教を正教として尊び興隆に勤めることを伝えている。天智天皇は仏像や四天王像などを寄進し、両親の遺志を継いで百済大寺を完成させている。その規模は飛鳥寺を遙かに凌ぎ、九重の塔の高さは法隆寺五重塔の二倍もあり、現代の 25 階ビルに相当し、当時の東アジアでも超一級の寺院であった。更に、斉明天皇の川原宮跡に川原寺を建立した他、近江の崇福寺（志賀山寺）や筑紫の観世音寺・筑紫尼寺などを建立している。



大寺院だった百済大寺（南進院寺）の想像図（イラストレーター：早川和子、せん作）

668 年に日本初の律令法である近江令が出されたとされているが、律令制を指向する単行法令

を総称したものであり、体系的な法典ではなかったと思われる。

また、蘇我一族で蘇我入鹿の従兄弟にあたる蘇我倉山田石川麻呂は乙巳の変に加担し、新政権では右大臣に任ぜられた。しかし、大化5年(649年)、石川麻呂の異母弟・蘇我日向が石川麻呂に謀反の志があると密告したことにより、石川麻呂は一族とともに自害している。この石川麻呂が建造し、自害後に完成したのが山田寺である。その後、天智天皇と天武天皇により未建立であった塔の建設工事が進められ、天武14年(685年)には丈六仏像が開眼されている¹³。石川麻呂の死後も山田寺の造営が続けられた背景には、石川麻呂の孫にあたる持統天皇とその夫の天武天皇の後援があったと推定されている。



山田寺丈六仏像頭部

壬申の乱によって即位した天武天皇は、川原寺で一切経を書写させると、諸国に放生を詔し、宮中で安居を開くなど、次々とこれまでに行われていなかった仏事を行った。更に小紫^{しょうし}美濃王と小錦下紀臣^{しょうきんげ}訶多麻呂を高市大寺の造寺司^{たけちだいじ}に任命している。この寺は「今の大官大寺、是なり」と注釈がなされていることから、百濟大寺を引き継いだ寺であることが分かる。また諸国の豪族に対して、仏舎を造り仏像と『金光明経』と『仁王経』を安置し、公式行事として礼拝供養を義務付けた¹⁶。国民に対しても「諸悪莫作^{しよあくまくな}」を詔し、六齋日^{ろくさいにち}¹⁸を決めて殺生を禁止し、牛馬犬猿鶏などの肉を食べることも禁じた。皇后の病氣治癒のために薬師寺を造営し、自身や皇女が病気になるると多くの僧侶に祈祷の誦経をさせるなど、寺は祈祷所であり僧侶は呪術者であった。また、国費で賄われている僧侶が民間に教化を行うことは禁じた。天武10年(681年)、日本史上初の体系的な律令法と考えられている飛鳥浄御原令^{あすかきよみはらりょう}が発令された。しかし、律令が完成する前の686年に天皇が死去したため、諸官司に頒布されたのは持統3年(689年)である。これにより、天皇号の制定や、戸籍を6年に1回作成すること、50戸を1里とする地方制度、班田収授に関する規定など律令制の骨格が制度化された。

持統天皇は天武天皇の意思を引き継いで薬師寺の造営を進め、持統11年に薬師三尊像の開眼法要を行っている。持統天皇はこの薬師寺を中心とした、日本史上で最初の条坊制を布いた本格的な唐風都城となる藤原京に遷宮している。その三年後に即位した文武天皇は薬師寺を完成させると、同じ藤原宮内に大官大寺^{だいかんだいじ}を造営する。文武天皇が25歳で早世すると、後を継いだ元明天皇は平城京に遷り、薬師寺と大官大寺も平城京内に移建されることになる。

¹³、この丈六仏像は頭部のみが奈良市・興福寺に現存し、国宝に指定されている。

¹⁴、七色十三階冠。以前の冠位十二階制を改め、大化3年(647年)に制定された日本の冠位。上位より大織・小織・大繡・小繡・大紫・小紫・大錦・小錦・大青・小青・大黒・小黒・建武。

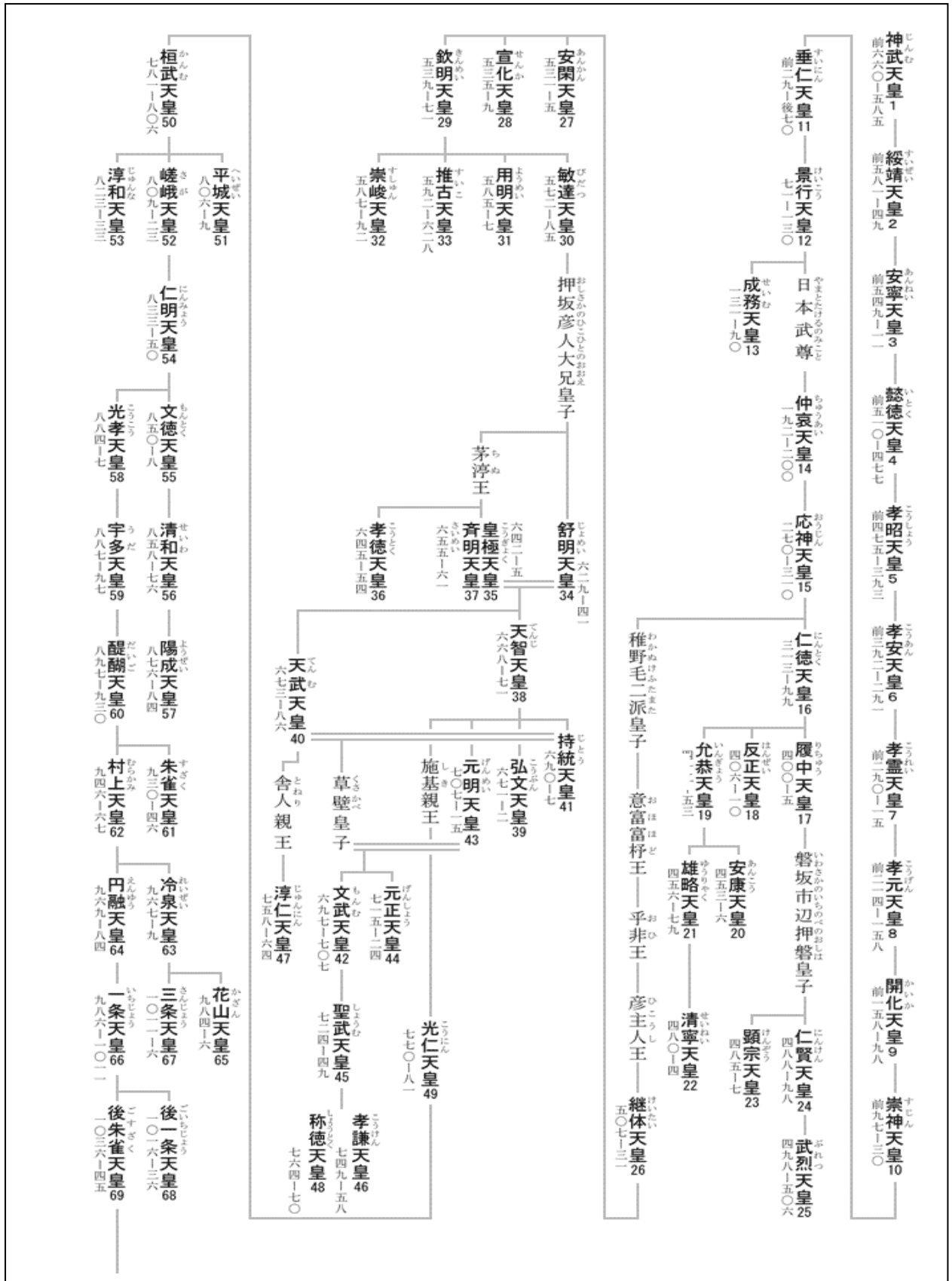
¹⁵、奈良時代に官寺あるいはこれに准じた寺院を造営するために設置された令外官のこと。

¹⁶、この頃各地に立てられた寺としては、播磨の大興寺・出雲の教皇寺・山代の新造院・河内の新造院・尾張の光明寺(葉栗尼寺)・上野の放光寺などが確認されている。これ以外に寺院名が分からない天武・持統期ごろのものと思われる寺院跡が、播磨に17か所・近江に15か所・尾張実川で7か所・上野で5か所確認されている。

¹⁷、仏教の基本的な実践徳目を端的に述べた『七仏通戒偈』の冒頭の句。「もろもろの悪をなすなかれ」と読む。道徳的な意味で悪い行為をしてはならないということ。

¹⁸、仏教の思想に基づく齋日のひとつ。1か月のうち8日・14日・15日・23日・29日・30日の6日で、前半の3日と後半の3日に分け、それぞれの3日を三齋日と称した。

資料 1、天皇系図



資料 2、十七条憲法

一に曰わく、和を以て貴しとなし、忤^{さから}うこと無きを宗とせよ。人みな党あり、また達^{さと}れるもの少なし。ここをもつて、あるいは君父に順わず、また隣里に違ふ。しかれども、上和^{かみやわら}ぎ下睦^{しもむつ}びて、事を論^{あげつら}うに諧^{かな}うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。

二に曰わく、篤く三宝を敬え。三宝とは仏と法と僧となり、則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何れの世、何れの人かこの法を貴ばざる。人尤^{はなは}だ悪しきもの鮮^{すく}なし、能く教うれば従う。それ三宝に帰せずんば、何をもつてか枉^{まが}れるを直さん。

三に曰わく、詔^{みことり}を承けては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆い地載せて四時順行し、万氣通うことを得。地、天を覆わんと欲するときは、則ち壊るることを致さむのみ。ここをもつて、君言えば臣承り、上行なれば下靡^{なび}く。ゆえに、詔を承けては必ず慎め。謹まずんばおのずから敗れん。

四に曰わく、群卿百寮、礼をもつて本とせよ。それを治むるの本は、かならず礼にあり。上礼なきときは、下斉^{ととの}わず、下礼なきときはもつて必ず罪あり。ここをもつて、群臣礼あるときは位次^{いじ}乱れず、百姓礼あるときは国家自ら治まる。

五に曰わく、饗^{あじわいのむさぼり}を絶ち、欲^{たからのほしみ}を棄てて、明らかに訴訟を弁^{わきま}えよ。それ百姓の訟、一日に千事あり。一日すらなお爾^{いわ}り、況んや歳^{かさ}を累ぬるをや。頃、訟を治むる者、利を得るを常となし、賄^{まいない}を見てを聴く。すなわち、財あるものの訟は、石を水に投ぐるがごとく、乏しき者の訴は、水を石に投ぐるに似たり。ここをもつて、貧しき民は則ち由る所を知らず。臣の道またここに闕^かく。

六に曰わく、悪を懲し善を勸むるは、古の良き典なり。ここをもつて人の善を匿^{かく}すことなく、悪を見ては必ず匡^{ただ}せ。それ諂^{へつら}い詐^{あざむ}く者は、則ち国家を覆す利器たり、人民を絶つ鋒劍たり。また佞^{かたま}しく媚ぶる者は、上に対しては則ち好んで下の過を説き、下に逢いては則ち上の失を誹^{そし}謗る。それかくの如き人は、みな君に忠なく、民に仁なし。これ大乱の本なり。

七に曰わく、人各任有り。掌^{つかさど}ること宜しく濫^{みだ}れざるべし。それ賢哲官に任ずるときは、頌^{ほむるこえ}音すなわち起こり、者官^{たも}を有つときは、禍乱^{からん}すなわち繁し。世に生れながら知るもの少なし。剋^よく念いて聖と作る。事大少となく、人を得て必ず治まり、時に急緩となく、賢に遇いておのずから寛^{ゆたか}なり。これに因つて、国家永久にして、社稷^{しゃしよく}危うきことなし。故に古の聖王は、官のために人を求め、人のために官を求めず。

八に曰わく、群卿百寮、早く朝^{まい}りて晏^{おそ}く退け。公事きことなし、終日にも尽しがたし。ここをもつて、遅く朝れば急なるに逮^{およ}ばず。早く退けば事尽さず。

九に曰わく、信はこれ義の本なり。事毎^{ことごと}に信あれ。それ善悪成敗はかならず信にあり。群臣ともに信あるときは、何事か成らざらん、群臣信なきときは、万事ことごとく敗れん。

十に曰わく、忿^{こころのいかり}を絶ち、瞋^{おもてのいかり}を棄て、人の違ふを怒らざれ。人みな心あり、心おのおの執^とるところあり。彼是とすれば則ちわれは非とす。われ是とすれば則ち彼は非とす。われ必ず聖なるにあらず。彼必ず愚なるにあらず。共にこれ凡夫のみ。是非の理なんぞよく定むべき。相共に賢愚なること鑿^{みみがね}の端なきがごとし。ここをもつて、かの人瞋^{いか}ると雖も、かえつてわが失^{あやまち}を恐れよ。われ独り得たりと雖も、衆に従いて同じく奉^{おこな}え。

十一に曰わく、功過^{こおか}を明らかに察して、賞罰必ず当てよ。このごろ、賞は功においてせず、罰は

罪においてせず、事を執る群卿、よろしく賞罰を明らかにすべし。

十二に曰わく、国司国造、百姓に斂めとることなかれ。国に二君なく、民に両主なし。率士の兆民は、王をもって主となす。任ずる所の官司はみなこれ王の臣なり。何ぞ公とともに百姓に賦斂せんや。

十三に曰わく、もろもろの官に任ずる者同じく職掌を知れ。あるいは病し、あるいは使して、事を闕くことあらん。しかれども、知ること得るの日には、和すること曾てより識れるが如くせよ。それあずかり聞くことなしというをもって、公務を防ぐことなかれ。

十四に曰わく、群臣百寮、嫉妬あることなかれ。われすでに人を嫉めば、人またわれを嫉む。嫉妬の患その極を知らず。ゆえに、智おのれに勝るときは則ち悦ばず、才おのれに優るときは則ち嫉妬む。ここをもって、五百にしていまし賢に遇うとも、千載にしていもひとりの聖を待つこと難し。それ賢聖を得ざれば、何をもってか国を治めん。

十五に曰わく、私に背きて公に向うは、これ臣の道なり。およそ人、私あれば必ず恨あり、憾あれば必ず同らず。同らざれば則ち私をもって公を妨ぐ。憾起るときは則ち制に違(い)法を害う。故に、初めの章に云わく、上下和諧せよ。それまたこの情なるか。

十六に曰わく、民を使うに時をもってするは、古の良き典なり。故に、冬の月には間あり、もつて民を使うべし。春より秋に至るまでは、農桑の節なり。民を使うべからず。それ農らざれば何をか食わん。桑とらざれば何をか服ん。

十七に曰わく、それ事は独り断むべからず。必ず衆とともによろしく論うべし。少事はこれ軽し。必ずしも衆とすべからず。ただ大事を論うに速びては、もしは失あらんことを疑う。故に、衆とともに相弁うるときは、辞すなわち理を得ん。